

## 障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項及び児童福祉法第21条の5の24の規定に基づき、下記のとおり指定の一部の効力停止処分を行いました。

### 記

#### 1 事業所等の概要

法人名	東洋ミネラル株式会社
事業所名	のどか（神河町）
事業種別	生活介護、放課後等デイサービス
指定年月日	令和4年5月1日（生活介護） 令和5年6月1日（放課後等デイサービス）

2 処分内容 指定の一部の効力停止 12か月間  
(令和6年4月19日から令和7年4月18日まで)

3 処分年月日 令和6年4月19日

4 処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第4号、第6号、第7号、第8号、第9号及び児童福祉法第21条の5の24第1項第3号、第5号、第6号、第7号、第8号に該当する事実があったため